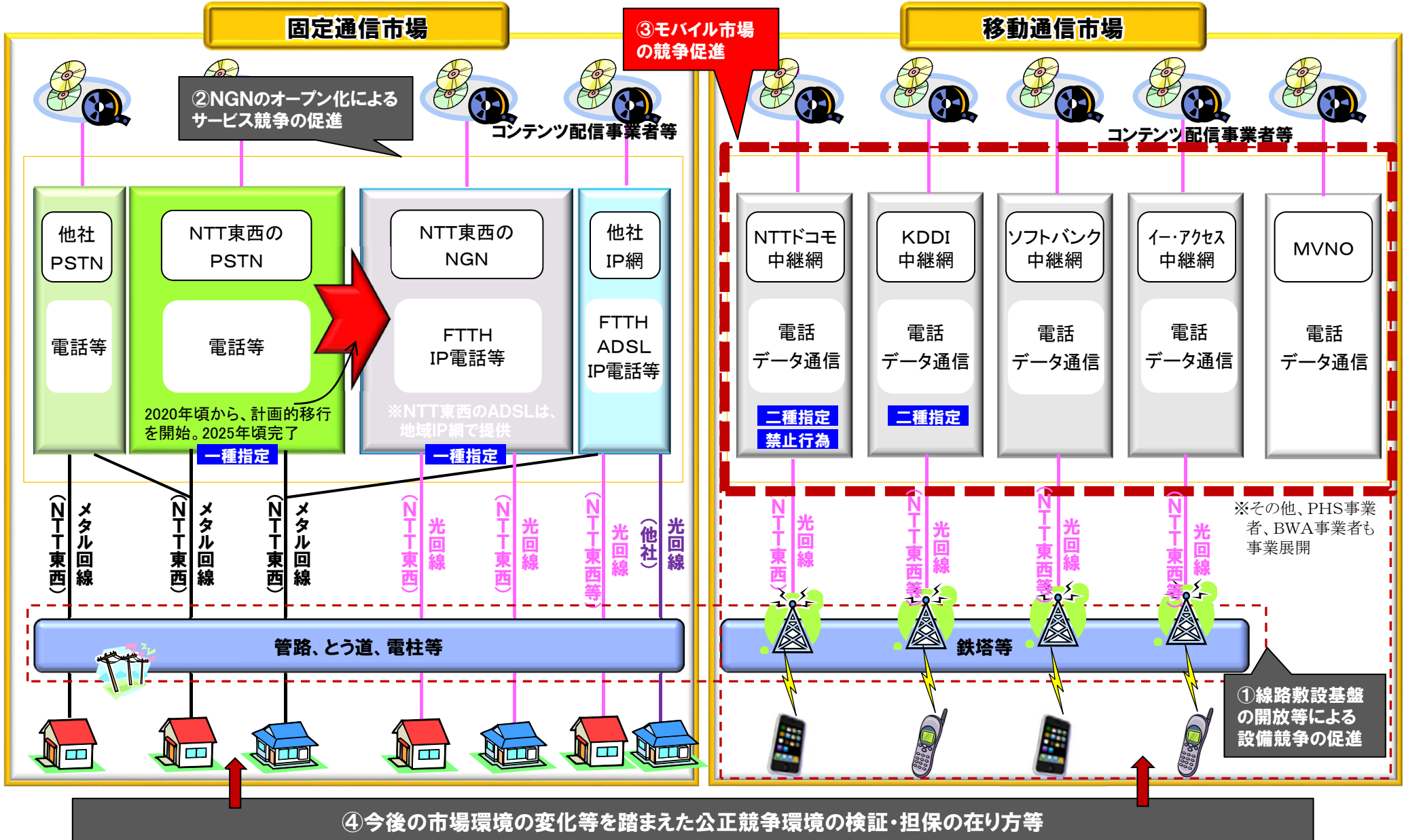


# モバイル市場の競争促進

平成23年8月19日  
総務省総合通信基盤局

# 競争ルール検討の基本的枠組

固定通信市場と移動通信市場において、設備競争とサービス競争のバランスを図りながら、競争政策を推進。



## モバイル市場の競争促進に向けた検討課題

### ■ ネットワークレイヤー … 3

- 二種指定制度の在り方
- 禁止行為規制の在り方
- MVNOの参入促進に向けた規制の在り方

### ■ プラットフォームレイヤー … 21

### ■ 端末レイヤー … 24

## ネットワークレイヤー

- 二種指定制度の在り方
- 禁止行為規制の在り方
- MVNOの参入促進に向けた規制の在り方

- 二種指定制度の在り方については、主に3つの立場((1)全事業者に同等の規制を課すべき、(2)指定対象を拡大すべき、(3)指定対象を限定し、規制を強化すべき)からの意見が出されているが、市場環境の変化等を踏まえ、どのように考えるか。

## 全事業者に同等の 規制を課すべき

- 欧州では、(発信側事業者が着信側事業者を選択し得ないとする)「着信独占」の実態を踏まえ、全事業者にシェアに関係なく同等の規制を適用。相互接続料算定ルール等の基本的な規制は全事業者同等に適用すべき【NTTドコモ】
- 規制対象外の携帯事業者には(接続料原価対象となる)コスト削減インセンティブが働きにくい。全携帯事業者(MVNO除く)を同等の規制レベルで扱い、接続料低廉化を図るべき【NTT持株】
- SBMIは、影響力が非常に大きにもかかわらず、シェアが25%に満たないため、二種指定制度の対象外であり、二種GLに沿った接続料算定が義務付けられず、他携帯事業者との接続料格差が拡大している。SBMIの接続料の透明性を確保し検証できる仕組みが必要。そのため、全携帯事業者を指定対象とする等の措置を要検討【NTT東西】

## 指定対象を拡大すべき

- (MVNOとの関係において)有限希少な周波数の割当てを受けているモバイル事業者には、一定の規制が必要。少なくとも、突出している上位3社のモバイル事業者に対して規制を導入すべき【K-OP】
- MNO上位3社の垂直統合モデルに基づく寡占状態とその弊害を排除するため、MNO上位3社の二種指定事業者化が必要【日本通信】
- 二種指定事業者でない事業者の接続料について、妥当性検証に必要な情報開示が不十分なまま水準が高止まりしているため、接続料の透明性を高める観点から、接続料算定根拠や接続会計の公表等、何らかの措置が必要【KDDI】
- すべての事業者を規制対象とすることや、「着信独占」の考え方を適用することは過剰【KDDI】
- 着信独占は、大手事業者により先行者利益を拡大させる懸念が強いため、選択すべき政策ではない【EA】
- 対象閾値の見直し等について、本機会を捉え検討すべき【EA】



## 現行制度

## 指定対象を限定し、規制内容を強化すべき

- 端末シェア25%以上の事業者に一律の規制を行うのではなく、市場シェア40~50%を超える事業者に対する規制強化等(委託先子会社や関連会社、代理店等に対し、監督義務を課す等の追加的措置)を検討することが適当【SB】





## 二種指定制度の概要②(指定事業者に指定する端末シェアの閾値の考え方)

6

- 二種指定事業者に指定する端末シェアの閾値については、制度制定時(平成13年11月)の情報通信審議会において、以下の4点を理由として、25%とすることが適当とされた。
- なお、現時点においては、EUの相互接続指令(※1)、日本の企業結合ガイドライン(※2)には一定の変更が加えられている。

(※1)相互接続指令は2002年電子通信規制改革の結果、アクセス指令(2002年・2009年改正)等に再編されており、再編後のアクセス指令ではSMPに関する数値基準は規定されていない。他方、現在の欧州委員会のSMPガイドライン(2002年)上、関連市場において以下のとおり規定されている。

→ 50%超:支配的地位が推定、40%超:通常支配的地位が推定、25%以下:支配的地位を享受しているとは言えない

(※2)現在の独占禁止法の企業結合ガイドラインは、市場シェアに加えてHHI(ハーフィンダール・ハーシュマン指数)を基準として用いている。

HHI…市場の集中度を示す指標の一つ。ある市場における個別事業者の市場シェアの二乗和であり、数値が大きいほど、市場の寡占が進んでいると判断される。

- ①移動通信分野で唯一ドミナント規制を課している欧州においても、EUの相互接続指令上、SMP(顕著な市場支配力)を有する事業者の指定基準として「25%超」のシェアを持っているとき、顕著な市場支配力(SMP)を有すると推定される」とされていること

【EU相互接続指令(97/33/EC)】

- ②我が国の携帯電話市場においては、電波の有限性から、各地域において3~4社による競争が行われており、全事業者の25%を超えるシェアを有していれば、相対的に大きな市場支配力を有する事業者と考えられること

- ③地域固定通信市場においては、90%を超える圧倒的シェアを有する事業者が存在することを想定し、当該1社に対して厳格な規律を及ぼすため、指定の基準として「50%超」の考え方を採用しているのに対し、移動通信市場においては、物理的な新規参入の余地は限られているものの、同一地域で通常3~4社による競争が行われており、同一のエリアに相対的に高いシェアを有する事業者が複数存在して寡占的な競争が行われる事態も想定される。こうした市場特性の違いの下で、「50%超」の基準を用いると複数の事業者を指定する余地がなくなることから、「25%超」という低めのシェアを定める一方で、指定から生じる規律も、単独1社による独占を想定した規律より緩やかなものとしていること

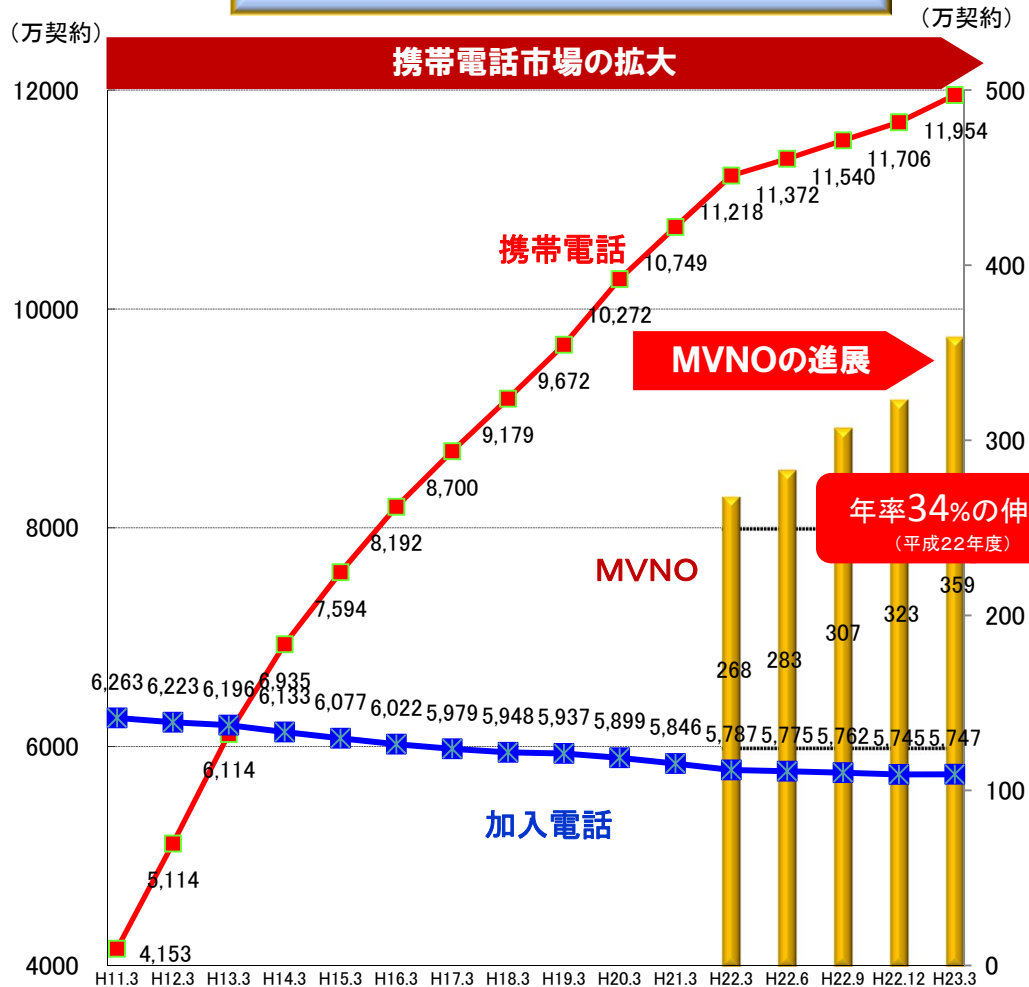
- ④なお、独占禁止法の運用指針の中でも、企業結合後の市場シェアが25%以下となる等の場合には、「競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられない」とされていること

【企業結合ガイドライン(平成10年12月21日公正取引委員会)】

■ 我が国の電気通信市場においては、固定通信市場が縮小する中で、移動体通信市場の重要性が著しく高まっていることに加え、多種多様なMVNO(\*)が参入し、多様なサービスが提供されている状況にある。

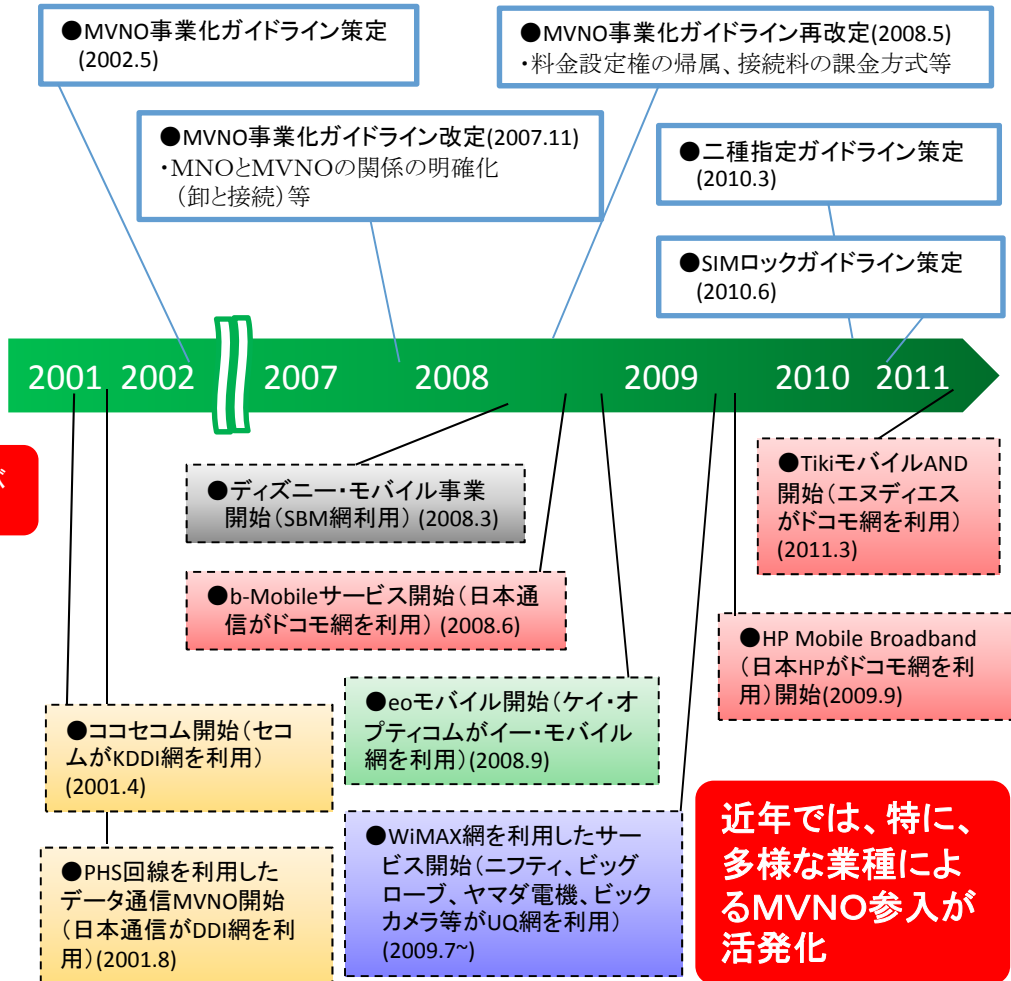
(\*) Mobile Virtual Network Operatorの略。自らは周波数の割当てを受けることなく、移動通信事業者のネットワークを利用してサービス提供をする事業者。

## 携帯電話等の契約数の推移



※契約者数、事業者数については電気通信事業報告規則の規定に基づき報告を受けた数を集計

## MVNOの進展と参入促進に向けた取組



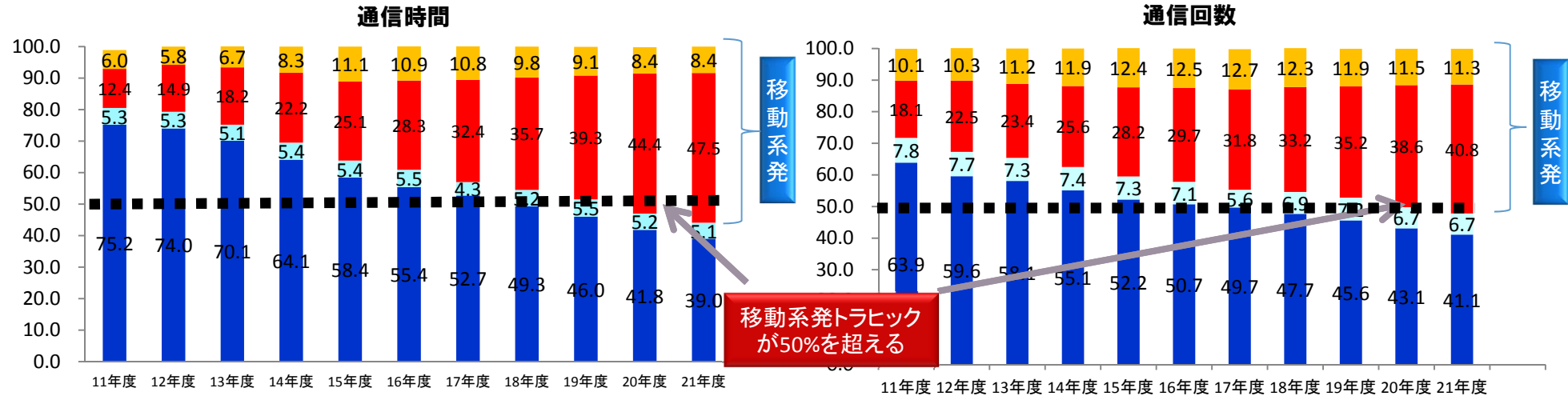
近年では、特に、多様な業種によるMVNO参入が活発化



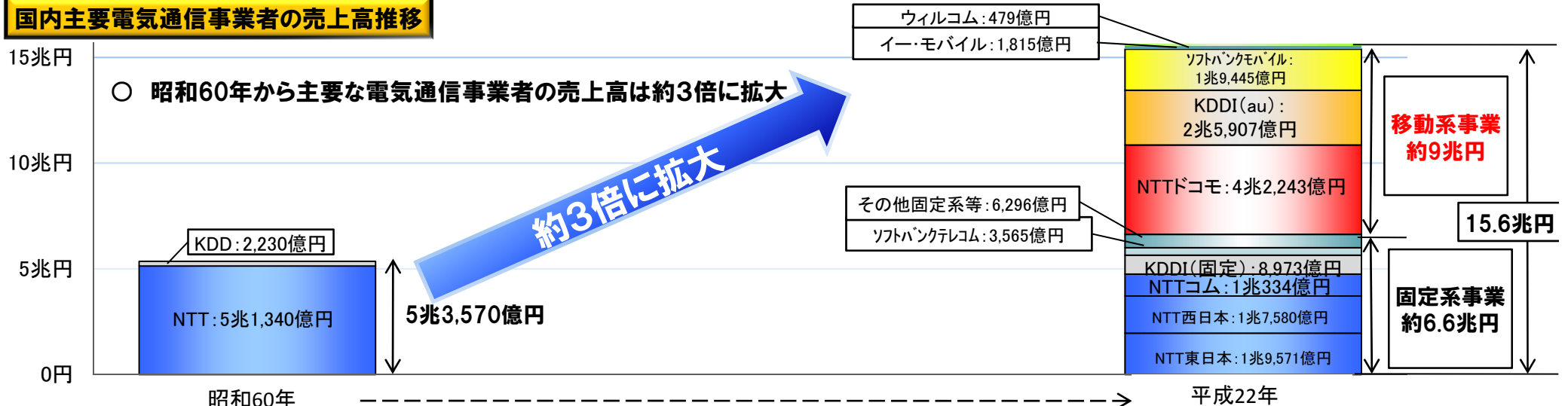
■ 近年、移動系発のトラフィックの割合(通信時間、通信回数)の増加や移動体通信事業者の売上高の拡大が顕著であり、移動体通信市場の重要性が高まっている。

## 相互通信状況の割合の推移

■ 固定系→固定系 (青) ■ 固定系→移動系 (水) ■ 移動系→移動系 (赤) ■ 移動系→固定系 (黄)



## 国内主要電気通信事業者の売上高推移



※ 各事業者の決算資料等(KDDIについては決算短信中のセグメント別売上高、ソフトバンクグループについてはソフトバンク社の連結決算短信中のセグメント別売上高)に基づき作成。  
 ※ ウィルコムの売上高については、平成22年12月1日から平成23年3月31日までににおける売上高を記載。

- 電気通信事業法第34条第1項に基づき、業務区域における端末数ベースでのシェアが総務省令で定める割合(※1、※2)を超える設備については、第二種指定電気通信設備として指定。

(※1) 4分の1(事業法施行規則第23条の9の2第3項)

(※2) 二種指定設備の指定におけるシェアの判定は、前年度末及び前々年度末における割合の合計を2で除した平均値で行う。

- 現在までにNTTドコモ、沖縄セルラー、KDDIが二種指定事業者とされている。

委員限り

### 指定の経緯

#### ■平成14年2月

##### ドコモ9社を指定

(前年度末・前々年度末の平均シェアは、北海道60%・東北62%・中央64%・東海48%・北陸53%・関西52%・中国55%・四国68%・九州58%)

#### ■平成14年2月

##### 沖縄セルラーを指定

(前年度末・前々年度末の平均シェアは、52%)

#### ■平成17年12月

##### 合併後のKDDIを指定

(前年度末・前々年度末の平均シェアは、26%)

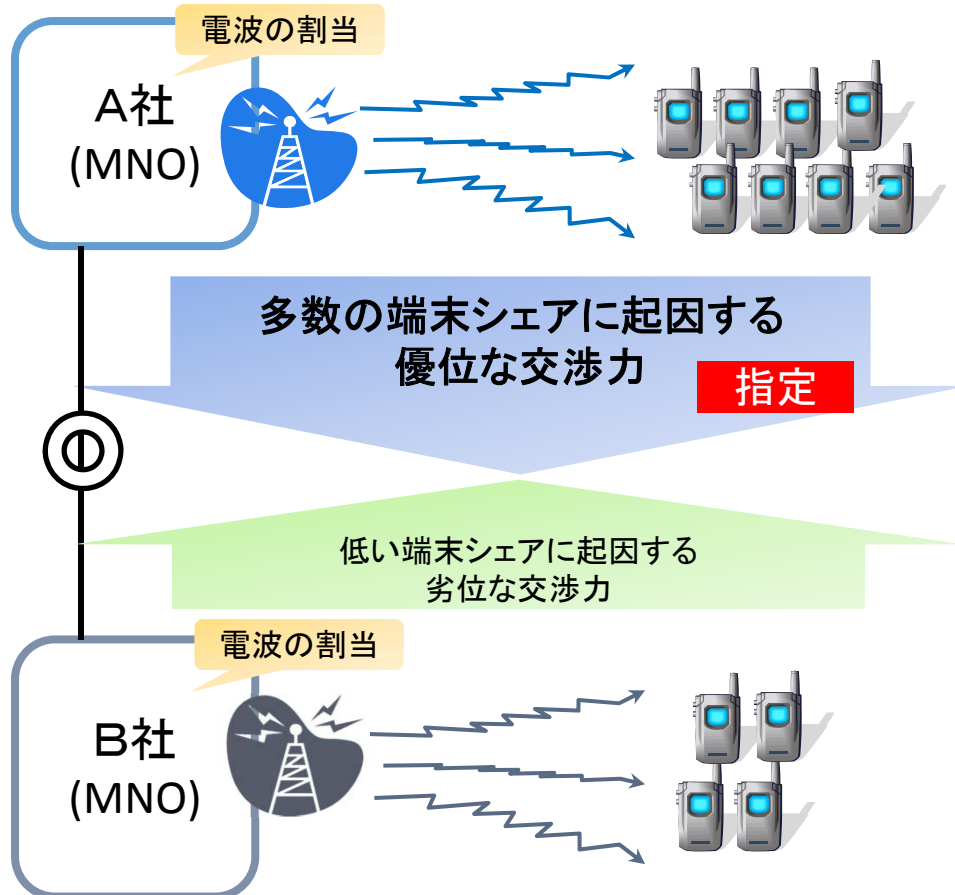
#### ■平成20年7月

##### 合併後のドコモを指定

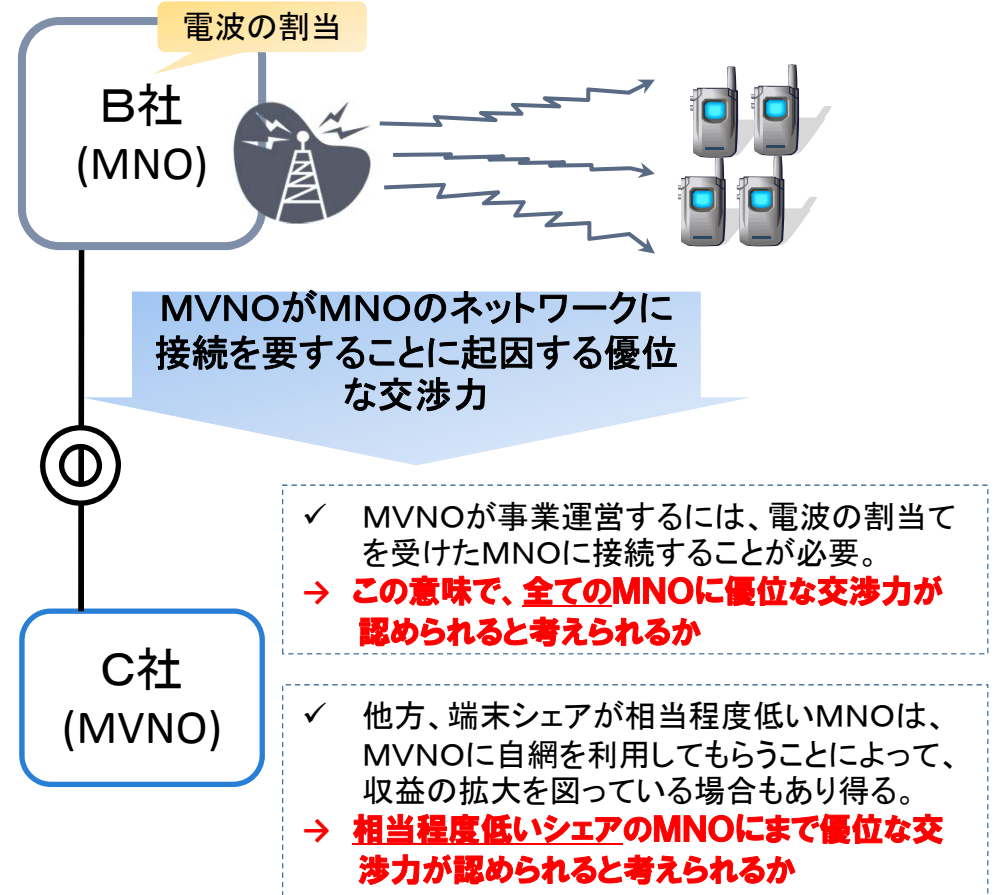
(前年度末・前々年度末の平均シェアは、53%)

- 電波の割当てを受けない者(MVNO)が移動体通信市場へ参入するためには、電波の割当てを受けた事業者(MNO)のネットワークに自らのネットワークを接続することが必要となる。
- この意味で、MNOのネットワークは、必ずしも端末シェアが高いとはいえないMNOであっても、電波の割当てを受けられないMVNOとの関係においては相対的に強い交渉力を持つとの意見もあるが、この点についてどう考えるか。
- 移動体通信市場の電気通信市場における比重の高まりやMVNOの新規参入が進む中、多様な事業者間で円滑な接続が確保されることによりユーザ利便性が向上するとの観点から、現在の二種指定制度(閾値(25%超))の在り方についてどう考えるか(他方、端末シェアの低いMNOの交渉力の優位性についてどう考えるか)。

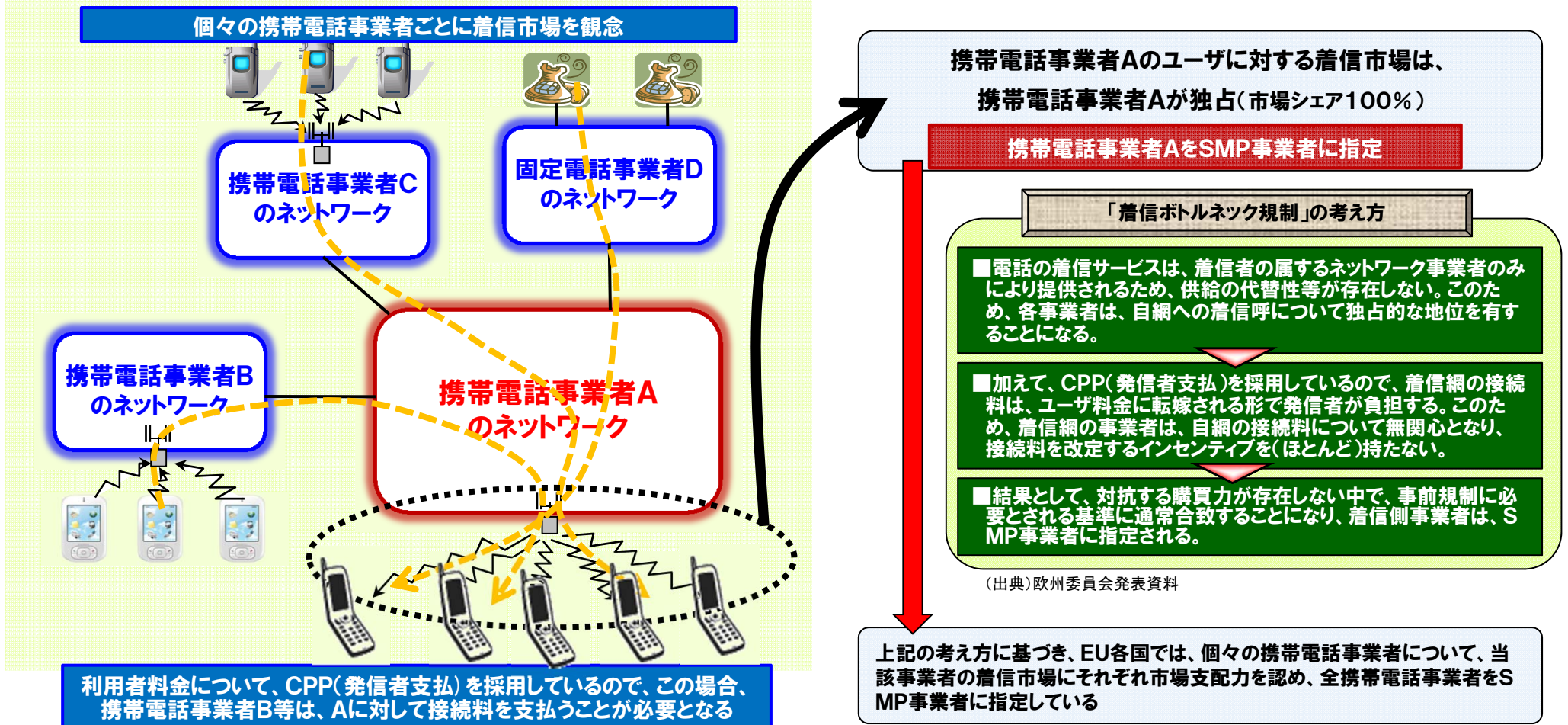
## <MNO-MNO間>



## <MNO-MVNO間>



- 着信ボトルネック規制とは、全携帯事業者は、自らのネットワークの利用者に対する着信を独占(市場シェア100%)しており、自らのNWへの着信市場において市場支配力を有するとの考えに基づく、EUの規制概念。EU各国では、同概念に基づき、着信市場において全携帯電話事業者をSMP事業者指定している。 ※ただし、指定に当たっては市場シェア以外の要素も考慮して、総合的に判断されている。
- 我が国では、同規制について、個々の事業者のネットワークごとに市場を確定する考え方の適否や、我が国とEUでは、市場画定の単位や市場支配力の認定方法等が異なり、我が国の制度体系との整合性を図ること等について更に検討を深めた上で導入の適否を検討することが必要とされた。(『電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について 答申』(平成21年10月))
- このような着信ボトルネックの考え方に相当する「着信独占」に着目し、全着信事業者が「市場支配力を有する事業者」と捉えるのが適切との意見があることについて、端末シェアのみを指定の要件としている我が国制度体系との関係を踏まえ、どのように考えるか。





- 携帯電話市場の変化、禁止行為規制が国際競争力やユーザ利便に与える影響に鑑み、禁止行為規制の見直しを行うべきとする意見もあるが、今後の国内外の市場環境の変化を踏まえ、禁止行為規制の在り方をどのように考えるべきか。

## 規制を撤廃すべき

- 当社は、市場支配することができる状態とは到底言い難い状況であり、携帯電話の小売市場で明らかに市場支配力を有する事業者は存在しないとするのが適当。また、事前規制としての禁止行為規制を廃止したとしても、業務改善命令の発動条件に網羅されており、事後的に対処することは十分可能。禁止行為規制を廃止し、事後的な規制とすべき。諸外国との片務状況の解消は、ユーザ利便向上にも繋がる【NTTドコモ】
- 現時点で激しい競争が進展していること、急激な市場変化や技術進展に対する事前規制を課すことによる国際競争力等への負の影響が大きいことから、携帯事業者に対する禁止行為規制は撤廃すべき。市場支配力の濫用等が認められる場合は、業務改善命令で事後的に監督【NTT持株】

## 規制を維持・強化すべき

- NTTグループ内の主要プレーヤーであるNTTドコモへの規制緩和は、競争環境の後退の懸念が非常に強く、事後措置で競争環境を回復させることは実態上不可能であることから、事前規制としての禁止行為規制は引き続き必要【KDDI、SB、EA】
- 現状において、保有周波数帯の格差やドミナント事業者同士の実質的な一体的市場支配力の行使の問題等、競争事業者にとって競争上のハンディキャップが存在することから、ドミナント事業者に対する事前規制の厳格化に向けた見直しが必要【SB】
- 端末シェア25%以上の事業者に一律の規制を行うのではなく、市場シェア40~50%を超える事業者に対する規制強化等を検討することが適当。その一例として、NTT東西に現行の行為規制を委託先子会社等にも遵守させるための監督義務が課されようとしている点を踏まえ、NTTドコモに対しても、同種の委託先子会社や関連会社、代理店等に対し、監督義務を課す等の追加的措置を検討すべき【SB】

## 国際競争力、ユーザ利便に悪影響

- 当社は、特定の電気通信事業者と提携を行う場合には、他の電気通信事業者と同等の条件で提供しないと、禁止行為規制(不当な差別的取扱い禁止等)に抵触するおそれ。特定事業者との出資・提携等の事業展開(ドコモショップでの扱い、開発支援、業務提携等)が柔軟に行えず、国際競争力のみならず、ユーザ利便性が損なわれる懸念【NTTドコモ】
- 諸外国では、一般的に行われている特定事業者との提携による戦略的なビジネス展開(MNOが特定事業者の商品を直営店で販売する提携、MVNOとの提携、他事業者へのネットワークの卸提供などにより戦略的にビジネス展開する事例等)も、当社は実行上困難【NTTドコモ】

## 国際競争力等に影響を与えない

- 海外と比較しても、各市場の競争状況に照らせば日本の規制状況が特殊であるとはいえない。また、海外の市場においては日本の規制が適用されるわけではないため、禁止行為規制と国際展開とは関係がない【KDDI】
- 現行の規制の内容は、いずれも支配的な事業者に対する規制としては過重なものではなく、柔軟な事業展開や国際展開ができないとする懸念はあたらない【EA】
- 現状、NTTドコモにおいても排他的なものでなければ他社との戦略的提携は可能であると理解【SB】

指定の要件

1 項	(1) 第二種指定電気通信設備を設置する事業者
	(2) 市場シェアが25%を超過
	(3) 市場シェアの推移その他の事情を勘案

具体的理由は以下

- ① EUの相互接続指令上、SMP(顕著な市場支配力)を有すると推定する基準として「25%超」を規定
- ② 電波の有限性から携帯電話市場は各地域で3~4社の競争となるため、25%を超えるシェアの場合相対的に大きい
- ③ 3~4社による寡占も想定されるため、単独1社による独占を想定した規律(50%)より緩和
- ④ 独占禁止法の運用指針で企業結合後の市場シェアが25%以下の場合「競争を実質的に制限することとなるは考えられない」と記述

《指定ガイドライン(平成14年4月)》 指定の考え方	① 市場シェアの順位が1位、かつ一定期間継続して40%を超過 → 市場支配力を推定し、禁止行為規制対象事業者に指定
	② 一定期間25%超のシェアを継続する者が複数存在し、シェア格差が小さい → 当該複数事業者を指定  ただし、全事業者のシェアが均一に安定し、市場支配力の濫用のおそれがない → 指定不要
	③ 25%超のシェアを有するが、順位が2位以下、かつ1位とのシェア格差が大きい → 指定しない (ただし、シェアの変化の程度を勘案)
	④ 従来25%未満のシェアを有する者が、一時的に25%超となった場合 → 直ちに指定しない (シェアの推移を見守る)  25%超のシェアを有する者について、短期間に急激にシェアが低下または数年間にわたり相当程度低下 → 直ちに指定せず、又は指定を解除 (シェアの推移を見守る)
	左記により判断困難である場合、業務区域毎に、下記を踏まえ総合的に判断 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業規模</li> <li>● 市場への影響力・ブランド力(サービス多様性、潜在的競争、技術優位性等)</li> <li>● 需要/供給の代替性、価格の弾力性</li> <li>● クレームの有無</li> </ul>

規制事項

3 項	接続業務で知り得た <b>他事業者情報等を目的外に利用し、提供</b> すること
	特定の電気通信事業者に対し <b>不当に優先的、又は不利な取扱い</b> をすること
	他の電気通信事業者又は電気通信設備製造業者・販売者に対し <b>不当な規律・干渉</b> を行うこと
5 項	会計公表義務(電気通信事業会計規則第18条)

違反があった場合は  
総務大臣による  
停止又は変更命令



- 下記市場シェアに基づき、その推移及びその他の事情を勘案し、これまでNTTドコモ(1社化までは地域各社)のみを指定。
- 本制度の運用を開始した平成14年度から各社のシェアに変化が生じており、市場環境の変化等を踏まえ禁止行為規制の在り方を見直すべきとする意見があるが、どのように考えるか。

<携帯事業者各社の収益シェアの推移>

委員限り

- 有限希少な周波数を利用するモバイル市場を活性化させるためには、周波数の割当てを受けないMVNO事業者の参入を促進することが重要。この観点から、今後のMNOに対する規制の在り方について、どう考えるか。

## ①総論(ダムパイプ化への懸念等)

### 規制内容を緩和すべき

- 上位／下位レイヤを含めた競争のグローバル化が急速に進展しつつある中、日本のモバイル市場の規制体系(非対称的な相互接続規制等)は、海外と比較して突出している状況。事業者別の市場シェア状況やユーザ料金、相互接続料低廉化状況等は、日本と諸外国で大差はなく、独自の規制体系を維持する特段の事情は存在しない【NTTドコモ】
- ネットワークレイヤのダムパイプ化の前提として、多様なプレイヤーの参画が考えられ、それによる競争促進効果が生じるのは事実であり、ユーザ利便性向上の観点からも、それ自体が否定されるものではない。その反面、キャリアの収益が圧迫されることで、キャリアの役務提供の安定性が損なわれたり、投資インセンティブの低下によりインフラのイノベーションが生じにくくなる等のマイナスの影響が生じるおそれもあることから、接続義務の柔軟化や業務改善命令による事後規制化(禁止行為規制の適用廃止)など、諸外国の巨大プレイヤーと対等かつ公正な競争促進が図られる制度整備が必要。なお、上記の課題については、国内MVNOとグローバルMVNOにおける取扱いは同等にすることが基本【NTTドコモ】
- 通信プラットフォームのオープン化等により、携帯事業者主導の垂直統合モデルから水平分業モデルへの移行とともに、スマートフォンの急速な普及に伴い、海外巨大プレイヤーを中心に上位レイヤ(コンテンツ・アプリケーションやプラットフォーム)と下位レイヤ(端末)をキーとした新たな垂直モデルが出現しており、これらの事業者とグローバルMVNOとの連携が実現した場合には、携帯事業者は利用者との接点を失い『ダムパイプ化』が急速に発展することとなる。【NTTドコモ】
- 現在のモバイル市場は、従来の垂直統合型市場から、スマートフォンとその上で利用されるアプリケーション市場の拡大が急速に進み、LTE等の超高速ブロードバンド化が開始するなど、市場の各レイヤ又はレイヤをまたがった熾烈な競争が展開。二種指定事業者の接続規制及び禁止行為規制は、単にネットワークレイヤ市場に着目した規制であり、現在の上位・下位レイヤとの連携による事業展開やグローバルな競争状況等を考慮したものではない。現在の市場や競争状況に見合わない規制・制度は、早急な見直しが必要【NTT持株】

### 現在の規制内容を維持又は強化すべき

- 現行の禁止規制行為の内容はいずれも支配的事業者に対する規制として過重なものではなく、柔軟な事業展開や国際展開ができないとする懸念は該当しない。NTTグループ内の主要プレイヤーであるNTTドコモへの規制緩和は、競争環境後退の懸念が強く、事後規制では競争環境のリカバリーは不可能であることから、事前規制である禁止行為規制は引き続き必須。【KDDI】
- MNOの垂直統合モデルにより、コンテンツレイヤを除く全てのレイヤにおいて健全な市場環境の構築が困難。MNOはネットワークレイヤに専念することとし、その他のレイヤの事業を分離する水平分業モデルへの移行を行うべき【日本通信】

## ②各論(卸役務化、相互接続義務の柔軟化等)

### 規制内容を緩和すべき

- ビジネスベースが基本である諸外国との参入障壁格差をなくす観点から、相互接続義務の柔軟化や相互接続範囲の見直しによるMVNOの「卸役務」化などの見直しを行うべき。 なお、MVNOの「卸役務」化は、MVNOガイドラインで相互接続に準ずる規律が明記されており、既存のMVNOの事業展開に支障を及ぼさない【NTTドコモ】
- ネットワークを持たないMVNO等への役務提供の「卸役務化」を実施すべき。【KDDI】
- 相互接続義務の柔軟化については、接続請求者がMVNOを悪用して反社会的行為を行う意図があることにつき、MNOが一定の蓋然性をもって立証することができれば、接続を拒否できるようにするなどの運用が必要。【NTTドコモ】

### 規制内容を維持又は強化すべき

- 一種指定事業者のように、遡及適用方式から事前に接続料が確定する方式への転換も行うべき【EA】
- (MVNO向け接続制度の厳格化等) 第一種指定電気通信設備制度を参考とした規制の導入を検討すべき【K-OP】
- MNOが接続メニュー又は卸電気通信役務メニューの多様化(データ通信、音声通信)、接続料金、卸役務料金の妥当性・適正性の検証、及び当該検証に資する情報の開示に取り組むことが必要【日本通信、K-OP】
- 接続料算定プロセスの明確化、卸役務契約における一定のルール設定(利益水準上限値の設定等)を要望【日本通信】
- MNOからの接続料開示が年1回であることから情報格差による不平等が発生。四半期ごとに接続料を開示すべき【日本通信】
- パケット着信機能(レイヤ2)、IMEI機能、AGPS機能等のアンバンドルが必要。さらにアンバンドル化の議論はMVNOとMNOの見解の相違があり議論が進まないことが多いため、網や機能設計の初期段階から要望事業者の意見を募る仕組みが必要【日本通信】
- MNOと端末製造事業者の閉鎖的な関係構築が市場開放を阻む大きな原因。よって、SIMロックフリー化の促進、ソフトSIM導入による端末のオープン化等のMVNOの端末調達リスクを軽減する政策の導入が必要【日本通信、JCOM、K-OP】

- 各種取組によりMVNO契約数は増加。他方、増加傾向は一定数にとどまることから、今後の更なる参入促進に向けてどのような取組みが必要となるか。

## MVNO事業化ガイドラインについて

### ガイドラインの策定（2002年5月）

- ✓ 技術革新等を背景としてMVNOのビジネスモデルの多様化が期待されることを踏まえ、MVNOの関連法規（電気通信事業法、電波法等）の適用関係の明確化を図ることを目的に、総務省において策定。
  - 電気通信事業法の観点からMVNOとMNOの間の契約関係（MNOによる不当な差別的取扱いの禁止等）、MVNOと利用者との契約関係（提供条件の説明及び苦情等の処理）等を明記。
  - 電波法の観点からMVNOとMNOの関係（無線局の利用等）等を明記。
  - その他、国内及び国際ローミングを行う際の条件等を記載。
  - 今後の環境変化を踏まえて必要に応じた見直しを行う旨記載。

### ガイドラインの改定（2007年11月）

- ✓ ①MVNEの定義、②MNOとMVNOとの関係の明確化（卸役務提供又は事業者間接続）、③MNOとMVNOとの間の紛争処理手続の明確化、④周波数利用に係る電波法上の責任の所在等につき追記。

### ガイドラインの再改定（2008年5月）

- ✓ 電気通信事業紛争処理委員会による勧告（2007年11月）を踏まえ、日本通信とNTTドコモとの紛争事案に係る裁定内容の反映
  - 利用者料金の設定権の帰属（エンドエンド料金又はぶつ切り料金を選択可能）
  - 接続料の課金方式（従量制のほか帯域幅課金方式の採用も可能）
- ✓ MNOにおける卸電気通信役務に関する標準プランの策定・公表やMVNOに対する一元的な窓口（コンタクトポイント）の設置・公表を推奨
- ✓ MNOがMVNOから聴取する事業計画について、一般的に聴取に理由がないと考える事項を例示
- ✓ 特定基地局の開設指針において、他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進する計画を有することが認定の要件とされている場合にMNOが講ずべき措置を明記（他事業者による無線設備利用の促進）

### 携帯各社に対する検討要請（2008年5月）

- ✓ 携帯各社に対し①卸電気通信役務に関する標準プランの策定、②MVNOに対する一元的な窓口の明確化について検討を要請。

## その他の取組

- 2010年3月 総務省が「[第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン](#)」策定
- 2010年6月 総務省が「[SIMロックガイドライン](#)」を策定

### ➢ 第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン (ポイント)

- ✓ アンバンドルに係る仕組みについて、「[アンバンドルすることが望ましい機能](#)」「[注視すべき機能](#)」を列挙。
- ✓ [接続料について、算定方法やアンバンドル及び標準接続箇所の設定等に係る考え方の明確化](#)

### ➢ SIMロックガイドライン (ポイント)

- ✓ 平成23年度から発売される端末において、可能なものからSIMロック解除に対応させることを実施することを明記。



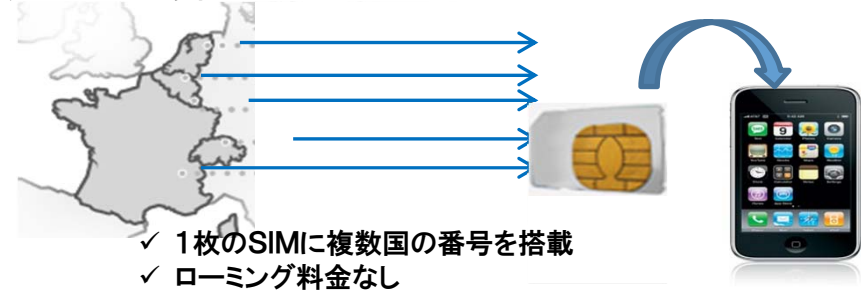
- 近年、複数国のMNOとの間でMVNO契約を締結することにより、ローミング料金設定を回避し締結先国の他MVNO事業者と同等の価格で利用者に通信役務を提供しようとするMVNOが増加。今後、日本のMVNO事業者の海外との提携、海外のMVNOの日本進出といった国際連携が進展することが予想される。
- 他方、非電気通信事業者によるMVNO参入といった主体の多様化が進み、通信役務のみならず、プラットフォーム・端末等も総合的に提供する事業形態が出現。今後、既存のビジネスモデルに変化をもたらすことが予想される。

## 複数国にまたがるMVNOの出現

### ▶ 複数国にまたがるMVNO例

	事業者	番号取得可能国
海外	Transatel (仏)	フランス、スイス、ベルギー オランダ、ルクセンブルク
	Truphone (英)	イギリス、アメリカ、オーストラリア (今後、シンガポール、スペイン、香港等に 拡大予定)
	World SIM (英)	イギリス、アメリカ

(例)Transatelの場合



利用国	月額基本料(※)	料金(分)
仏、瑞、蘭、ベルギー	4.5€ / 9€ / 16.2€	0.20€ / 0.16€ / 0.13€
ルクセンブルク		4.5€ / 9€

(※上記は2年契約の場合。  
利用時間により複数プラン設定)

## プラットフォームと通信役務の双方を提供する事業者の出現 (アマゾン社の例)

- ◆ アマゾン社が各国の通信事業者とMVNO契約を結び、通信役務を調達。通信料は自社負担。
- ◆ 利用者は電気通信事業者との契約をすることなく、同社サイトから電子書籍等のコンテンツの取得が可能(当該コンテンツ料等に通信料が含まれる)

### キンドル端末



通信役務とコンテンツ販売の双方をアマゾン社が提供



- WiFi対応の機種、及びWiFi・3G双方に対応する機種あり
- 電子書籍購入時はキンドルが自動で最寄りのホットスポットを探知、コンテンツのダウンロードが可能。3G回線利用時も無料。(通信料はアマゾンが負担)
- 米国では、AT&TのWiFiホットスポットを無料で利用可能。

👉 **こうした提供形態の進展により、利用者から通信事業者(及び通信役務)が見えにくい形での役務提供が増加すると考えられる。**

- ビジネスベースが基本である諸外国との参入障壁格差の是正を図る観点から、移動体通信市場において、相互ネットワークを持たないMVNOとMNOの間のネットワークの提供関係については、接続方式ではなく卸電気通信役務方式のみに限定すべきとの意見(NTTドコモ、NTT持株、KDDI)が示されている。
- 現状において、MVNO-MNO間を含めた電気通信事業者間のネットワークの提供に関しては、卸電気通信役務方式と接続方式のいずれの形態を採用することも法制上は可能であり、どの形態を実際に採用するかは当事者の選択により決まるところ、卸電気通信役務方式に限定する必要性について、公正競争環境の確保の観点からどう考えるか。

	卸電気通信役務方式	当事者による選択が可能	接続方式
概要	<p>一方の電気通信事業者が、利用者としての立場で、他方の電気通信事業者から電気通信役務の提供を受け、前者が、利用者に対し、これを再販する方式</p>		<p>自らの電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備を相互に接続し、それぞれの事業者が、利用者に対し、自らの電気通信設備に係る電気通信役務を提供する方式</p>
提供/接続に係る義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>役務提供義務なし</b> ※ただし、基礎的電気通信役務、指定電気通信役務を提供する電気通信事業者、認定電気通信事業者は役務提供義務あり(法第25条1項2項、法第121条1項)</li> <li>■ 不当な差別的取扱いは業務改善命令の対象(法第29条1項2号)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>接続応諾義務あり</b>(法第32条)</li> <li>■ 不当な差別的取扱いは業務改善命令の対象(法第29条1項2号)</li> </ul>
条件・料金に係る義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>相対取引により個別に協定を締結することが可能</b></li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 二種指定事業者の場合 <b>届け出た接続約款に基づき協定を締結することが必要</b>(法第34条)</li> <li>■ 非二種指定事業者の場合 相対取引により個別に協定を締結することが可能</li> </ul>



# 接続拒否事由の整理について

■ 我が国の接続制度については、限定的な事由に該当しない限り、応諾する義務があることから、一定の蓋然性の立証をもって、拒否事由に該当するなどの運用を行うべきとの主張(NTTドコモ)があるが、事業法において定められた接続拒否事由に係るこれまでの累次の解釈の整理を踏まえ、接続拒否事由に係る法令の明確化の必要性についてどう考えるか。

## 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき (法第33条第1号)

- (例)
- ✓ **電気通信設備を損傷**し、又はその機能に障害を与えるおそれがあるとき(逐条解説)
  - ✓ 請求された接続により、請求を受けた者の提供する電気通信役務について**適切な品質の保持が困難**となる時(逐条解説)
  - ✓ MNOがMVNOの接続の申込みに応じることにより、当該MVNOのシステムが当該**MNOのHLR等のシステムを損傷するおそれ**があると認められる合理的な理由が存在する場合(MVNO事業化ガイドライン)
  - ✓ MNOがMVNOへ課金情報を提供する際に、当該**MNOの利用者の個人情報等が当該MVNOから外部に流出するおそれ**があると認められる合理的な理由が存在する場合(MVNO事業化ガイドライン)
  - ✓ MNOがMVNOの接続の申込みに応じる結果、当該**MNOにおける周波数の不足等**により当該MNOの利用者への電気通信役務の円滑な提供に支障を来すおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合(MVNO事業化ガイドライン)

## 電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき (法第33条第2号)

- (例)
- ✓ 請求者の役務と需要を共通としているため、請求を受けた者において**電気通信回線設備の保持が経営上困難**になる等、経営に著しい支障が生じるとき(逐条解説)
  - ✓ 接続を拒否するためには、**客観的な事実に基づいて、当該接続により相当程度の利益の損失が発生することを合理的に説明できなければならない**(電気通信事業紛争処理委員会答申(平成22年7月8日))

## その他、総務省令で定める正当な理由があるとき (法第33条第3号)

### 接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り又は怠るおそれがあるとき (施行規則第23条1号)

- (例)
- ✓ 請求者の運転資本等や、期待される短期的な収益、予定される資金調達を考慮しても、請求者が**接続に関し負担すべき金額や、接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれ**を払拭するための**預託金の金額を支払うことができると判断することはできない場合**は、接続拒否事由にあたる(電気通信事業紛争処理委員会答申(平成22年7月8日))

### 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき (施行規則第23条2号)

- (例)
- ✓ MVNOが申し込んだ接続形態を実現するために**MNO側において要するシステム改修等の程度が著しく過大**であり、当該システム改修に要する費用の回収が見込めないと認められる合理的な理由が存在する場合(MVNO事業化ガイドライン)



「接続請求者が接続を悪用して反社会的行為を行う意図があることにつき、一定の蓋然性をもって立証することができた場合には接続を拒否できる」という形で接続拒否事由の明確化を図るべきとの主張がある(NTTドコモ)。

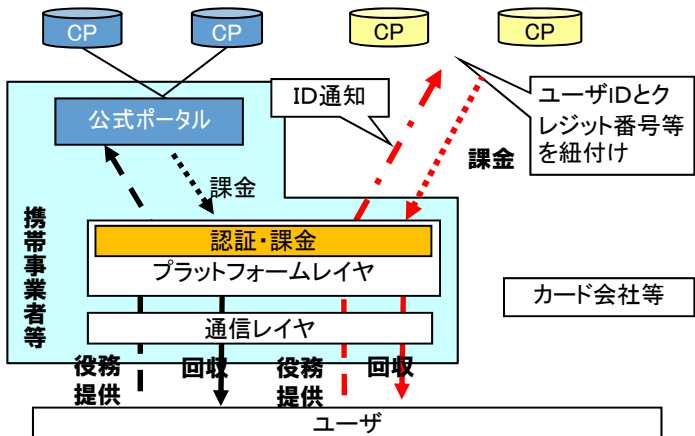
## プラットフォームレイヤー

■ 課金機能のオープン化: これまで一定の解決が試みられているが、さらなるオープン化を進めるべきか。

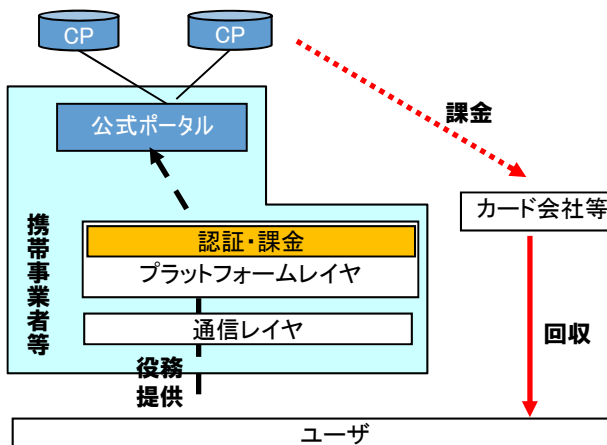
## モバイルコンテンツにおける課金手段の提供に関するガイドライン(09年12月)

■携帯端末向けコンテンツについて、ポータル機能や課金・認証機能を担うプラットフォームの相互運用性の確保や多様化が図られる中で、関係事業者(携帯PHS事業者、CP、課金事業者等)が利用者に対し安心・安全で信頼性の高いサービスを提供するための適切な枠組みを提言。民間主体(携帯事業者、CP等)のモバイルプラットフォーム協議会が策定。

### (1) 一般サイトに対する課金回収機能の提供



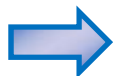
### (2) 公式サイトへの外部課金手段の導入



### 【課金ガイドラインの概要】

(1)(2)それぞれの場合において関係事業者等が果たすべき役割等について規定。

- ① 関係事業者間の責任関係の明確化  
(契約関係の在り方等)
- ② 不正利用・過剰利用の防止  
(料金上限額の設定、CPIによる利用者の認証の在り方等)
- ③ 携帯事業者から課金サービス等の提供を受ける一般サイトの遵守事項  
(CPや課金事業者の適格性、運営の適正性等)



2010年7月 課金事業者(株)ウェブマネーが携帯PHS事業者以外で初の公式サイト(NTTドコモIモードサイト)の決済サービスに参入。他方、その後その他の参入例はなし。  
また、現行のサービスについても、キャリア決済の価格設定がプリペイド型決済に適さない場合が存在するとの意見もある。

<キャリアによる価格設定が利便性を低下させると指摘される例>



キャリア決済価格  
コンテンツ代+消費税=1,050円

プリペイド型決済のチャージ方法では、50円半端となり利便性低下



デポジット  
1,000円毎

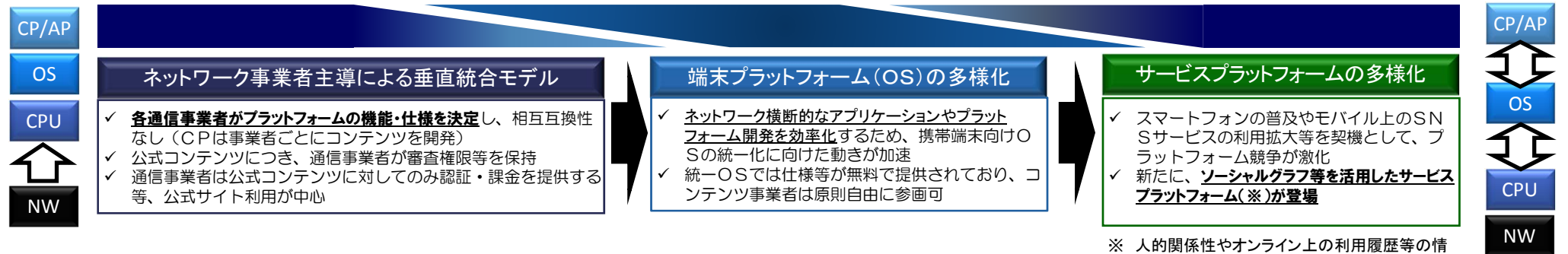
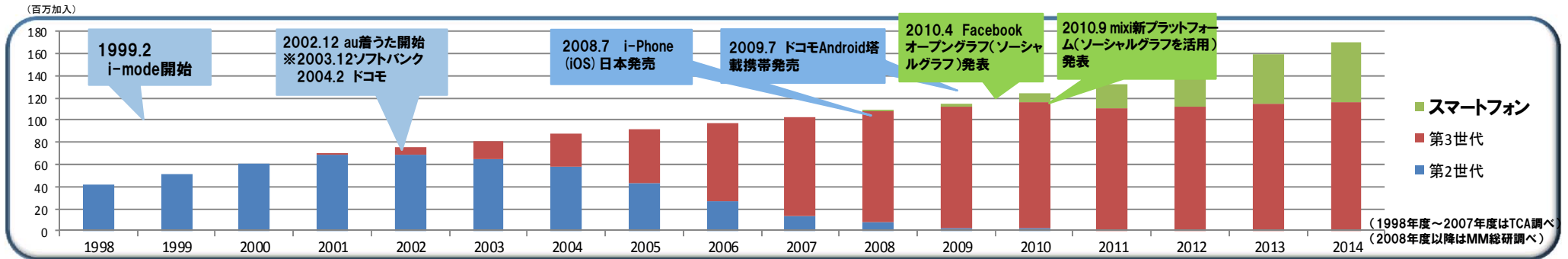
### 一層のオープン化を進めるべき

- 決済手段ごとに、ユーザの購入・利用形態に合わせて、コンテンツ事業者の自由な価格設定が許容されるべき【融合研】

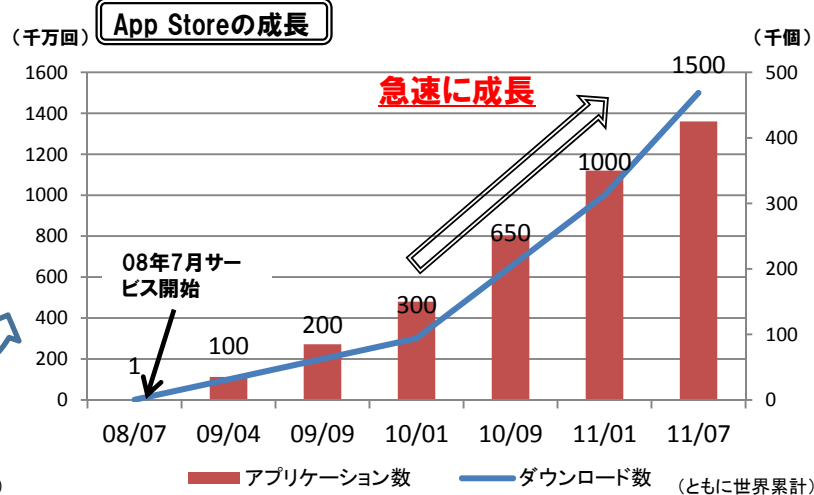
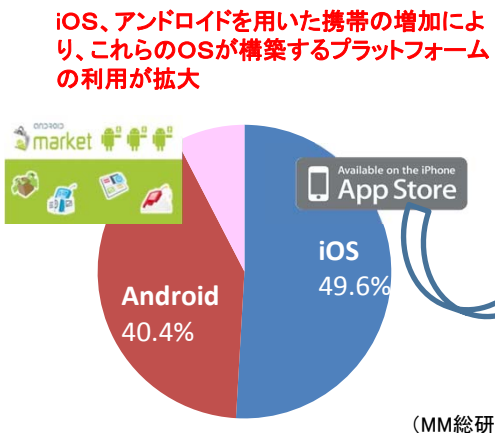
### 現状において課題はない

- 同一サービスに決済手段によって値段設定を変えるのは困難。【NTTドコモ】
- 価格設定の在り方については、民民のビジネススペースの協議に委ねるべき【KDDI】

■ **ビジネスモデルの変化：プラットフォームを提供する事業者等(非電気通信事業者も含む)による他のレイヤへの影響力が拡大するなかで、今後どのような政策課題が生じるか。**



<スマートフォンOS別契約数シェア> (2010年度末)



**コンテンツ配信事業者の自由度が低い**

- アプリ内の課金は原則としてアプリマーケット提供の決済手段しか利用できず、またPCや携帯電話のwebサービスにおける仮想通貨やポイントとの連携が禁止されるなど自由度が低い【融合研、mixi】
- アプリマーケットの規約・ガイドラインが不明瞭で、事前予告や注意喚起なくアプリ掲載停止が行われる【融合研】

端末レイヤー

- 平成22年6月にSIMロックガイドラインが策定され、SIMロック解除に向けた取組が始まりつつある。現在は各社の事業戦略に任せられた取組がなされているところ、今後さらなる措置をとる必要性についてどう考えるか。

## 取組をさらに進めるべき

- SIMロックのような仕組みは、利用者にとって使いやすい端末や品質の良いネットワークを利用したいというニーズを阻害。利用者が端末とネットワークをそれぞれ自由に選択できるようにすることが必要【NTT東西、日本通信】
- 本年4月より、SIMロック解除ガイドラインが適用されているものの、解除手順や料金、端末への周波数実装状況等において、各事業者の取組に軽重があり、当初期待されたような利用者利便性を向上させる施策に進展しないことが懸念(MNPと同じ状況)。事業者によるインセンティブが働かない状況や公正競争上の問題が生じる状況があれば、速やかにSIMロック解除を強く推進させる更なる取組が必要【EA】
- MVNOが、MNOと競争を展開していく条件を整備するため、SIMフリー端末の拡大やソフトSIMの導入による端末のオープン化に取り組むことが必要【K-OP】
- 携帯電話市場でMVNOが進展しない理由の一つとして、新規参入事業者の端末調達リスクがある。携帯のガラパゴス化による端末事業の衰退を防ぎ、またMVNOによる市場活性化を図るため、SIMロック解除を強化する等、MVNOの端末調達リスクを軽減する政策が必要【JCOM】

## 取組を進める際は自社の判断で行うべき

- SIMロックの解除方法は、ビジネスモデル・セキュリティ・受付体制・運用フロー等の多角的検討を行った上で各社が判断すべきであり、特定の販売方法を画一的に強制することは認められるべきではない。【SB】
- 「SIMロックガイドライン」では、SIMロック解除について「事業者が、自社の販売する端末について、販売時点からSIMロックを設定せず、あるいは販売後にSIMロックの設定を無効化することをいう」とされており、SIMロックを設定して販売することを否定していない。また、諸外国においても販売時にSIMロック解除を求める規制はない。よって、端末出荷時にSIMロック解除を実施するか否かは販売戦略やユーザーニーズ等を踏まえた各社の経営判断に委ねられるべき。【NTTドコモ】



## SIMロックとは？

- SIM(Subscriber Identity Module)カードとは、携帯事業者が発行する利用者識別用のICカード。第3世代方式の携帯電話では国際規格化済み。
- 携帯事業者各社は、各社が販売する端末の多くにつき、自社が発行するSIMカード等が差し込まれた場合にのみ動作するよう設定(いわゆる「SIMロック」)。

2010年6月30日 総務省、「SIMロック解除に関するガイドライン」を提示

2010年12月7日 携帯4事業者でSIMロック解除の開始に伴う携帯事業者間の基本合意事項を締結

## SIMロック解除に向けた事業者の動向

## NTTドコモ

- ✓ 2011年4月1日以降に発売される**全ての端末(スマートフォンも含む)においてSIMロック解除可能**とすることを発表。  
(夏モデルにおいては全てSIMロック解除可能端末とする予定)
- ✓ FOMAカード等、SIMカードも販売中。

## イー・モバイル

- ✓ 5月13日に今後発売する端末について、**全てSIMロック解除の状態**で販売することを発表。(昨年度に先行して2機種 of SIMフリー端末を発売。7月にも1機種発売。)
- ✓ SIMカードも販売中

## SoftBank

- ✓ 2011年7月1日よりSIM単独発売開始。
- ✓ 8月17日にSIMロック解除対応端末(スマートフォン)を発売。

## au

- ✓ 他社と通信規格が異なるため互換性無し。今後対応を検討予定。

## 日本通信

- ✓ microSIMを販売。iPhone4、iPodに対応。

## SIMロック解除の手続き例(ドコモ)

	SIMロック解除時	SIM提供時
事務手続費用	解除手数料:3,150円 (回線を解除する場合には別途所定の解約金((例)ファミ割:)を徴収)	契約事務手数料:3,150円
手続き窓口	全国ドコモショップで対応。 利用者が窓口解除対応端末を持ち込み、注意事項に同意のした後解除を実施	全国のドコモショップで対応。 利用者に注意事項を説明の後販売
通信料	ドコモSIM利用の場合は解除前と同様の料金体系 他社SIM利用の場合は他社の料金体系に従う	料金体系はドコモブランド端末を利用する際と同様の料金
故障時の対応	ドコモ窓口で対応(内容によっては電気通信サービス提供事業者に照会) ドコモ回線がある場合は代替機を提供	他社端末の故障修理について、ドコモ窓口での対応は不可
機能の制限	他社SIM挿入時について、 ・一部のサービスが制限される可能性有 ・動作確認、動作保証無	他社端末挿入時に ・一部のサービスが制限される可能性有 ・動作確認、動作保証無

## SIMロック解除に関するガイドライン（2010年6月30日、総務省）

## ■趣旨

- ✓ 海外渡航時、携帯電話の番号ポータビリティ制度利用時など、携帯電話利用者の中にはSIMロック解除に対する要望が存在
- ✓ 事業者は、その主体的な取組により、対応可能な端末からSIMロック解除を実施することとし、当分の間、法制化に係る検討は留保し、事業者による取組状況を注視

(※) モバイルバイルビジネス活性化プラン(2007年)には、「3. 9Gや4Gを中心にSIMロック解除を法制的に担保することについて、2010年の時点で最終的に結論を得る。」と記載。

## ■対象となる端末

- ✓ 2011年度以降新たに発売される端末のうち対応可能なものから解除。対象端末、SIMロック解除に係る条件・手続を事前に公表。

## ■説明責任

- ✓ 事業者は、①端末販売時、②SIMロック解除時、③役務の提供に係る契約締結時に、以下の事項等を利用者に説明。
  - SIMロック解除に係る条件及び手続
  - 他社のSIMカードが差し込まれた際に、通信サービス等の利用が制限される可能性

## ■その他

- ✓ 通信サービスの不具合・機器の故障への対応
  - 現に役務を提供する事業者は、利用者への対応に当たる体制を整備し、事業者等との間で取次方法等について協議。
- ✓ ガイドラインの見直し等

## SIMロック解除の開始に伴う事業者間基本合意事項(2010年12月7日)

## ■責任の分担の原則

役務提供事業者は約款に従い、その役務を提供することのみについて責任を負い、それ以外は端末販売事業者が対応

## ■故障時等の対応

SIMカードの正常性の確認(他の端末に差し替え音声通話等の動作確認を実施)することにより切り分けを行い、SIMの正常動作が確認できた場合には端末販売事業者が利用者対応を実施

## ■緊急通報機能の扱い

緊急通報機能の社会的重要性を踏まえ、事業者間で総務省・認定機関等と連携を取りながら、事前にその対応について検討を行う (※)

## ■事業者の独自仕様に関する動作保証

事前に事業者間で仕様確認、調整等を行わない

## ■利用者への周知事項

ガイドライン記載事項及び利用者に対し最低限説明すべきと合意された事項(※)についてはそれぞれ責任のある事業者が利用者へ説明を実施

(※)

- ①端末のアフターサービスに関する事項
- ②端末の動作に関する事項
- ③ネットワークサービスに関する事項(提供条件、料金)

(※) 携帯電話通信事業者に対してはSIMの情報(EFecc)を端末メーカー、認定機関等に情報提供するように指導。各社において、自社のHPで当該情報を公開する等の取組がなされている。